

新(改定後)	旧(改定前)
<p data-bbox="477 199 824 228" style="text-align: center;">長野県建築工事積算要領(案)</p> <p data-bbox="185 261 315 284">第1～第4(略)</p> <p data-bbox="185 308 288 330">(標準単価)</p> <p data-bbox="185 336 1025 384">第 5 標準単価とは、当該年度に用いる標準的な単価として、第4により算出した複合単価をいい、原則として<u>3か月</u>毎に改定するものとする。</p> <p data-bbox="185 464 315 486">第6～第8(略)</p> <p data-bbox="210 488 255 510">附則</p> <ol data-bbox="185 512 607 635" style="list-style-type: none">1 この要領は、平成29年3月1日から適用する。2 この要領は、平成29年7月1日から適用する。3 この要領は、平成29年10月1日から適用する。4 この要領は、令和4年7月1日から適用する。5 <u>この要領は、令和5年8月1日から適用する。</u>	<p data-bbox="1458 199 1753 228" style="text-align: center;">長野県建築工事積算要領</p> <p data-bbox="1140 261 1270 284">第1～第4(略)</p> <p data-bbox="1140 308 1243 330">(標準単価)</p> <p data-bbox="1140 336 1980 384">第 5 標準単価とは、当該年度に用いる標準的な単価として、第4により算出した複合単価をいい、原則として<u>年度</u>毎に改定するものとする。</p> <p data-bbox="1140 464 1270 486">第6～第8(略)</p> <p data-bbox="1164 488 1209 510">附則</p> <ol data-bbox="1140 512 1561 611" style="list-style-type: none">1 この要領は、平成29年3月1日から適用する。2 この要領は、平成29年7月1日から適用する。3 この要領は、平成29年10月1日から適用する。4 この要領は、令和4年7月1日から適用する。 <p data-bbox="1140 612 1205 635"><u>(追加)</u></p>